

○国土交通省告示第九百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年八月二日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 農林水産大臣

第2 事業の種類 肝属中部（一期）農業水利事業荒瀬ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県肝属郡肝付町波見字古木場、字平石野、字平石ノ向へ、字大八重及び字鳥居ヶ尾地内

2 使用の部分 鹿児島県肝属郡肝付町波見字古木場及び字平石ノ向へ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県鹿屋市及び同県肝属郡肝付町地内の「国営肝属中部土地改良事業区域」（以下「本件区域」という。）を全体計画区域とする「国営肝属中部土地改良事業」（以下「本件事業」という。）の一期地区として同県肝属郡肝付町波見地内に施行する「肝属中部（一期）農業水利事業荒瀬ダム建設工事」のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき同法第3条の規定により土地改良事業に参加する資格を有する者からの申請に係る国営土地改良事業であり、法第3条第5号に掲げる国が設置する用水路及びかんがい用施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第86条第1項の規定に基づき農林水産大臣が平成10年3月23日付けで国営土地改良事業の実施を適当とする決定を行い、同法第87条第1項の規定により農林水産大臣が同月24日付けで国営土地改良事業計画を定めており、また、同条第8項の規定により同年5月8日付けで当該事業計画が確定していることから、起業者である農林水産大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件区域は、大隅半島中央部に位置する鹿児島県鹿屋市及び同県肝属郡肝付町の1市1町に及び、平均気温17℃、年間降水量2,500mmと温暖で比較的雨量が多い気候に属し、畑地面積1,840ha（普通畑1,790ha、樹園地50ha）、関係農家戸数4,218戸の県内有数の畑作農業地帯である。

しかしながら、本件区域においては、降雨が梅雨時と台風時に集中しており、また、畑地が保水性の乏しいシラス台地上に分布しているという地理的条件もあいまって、かんがい施設の整備がなされていないことから、広大な畑地を有するにもかかわらず、農作物の生長に必要な計画的に利用できる安定した農業用水を確保することができず、夏期の渇水時においては慢性的な水不足に陥っている。このため、本件区域では、渇水時においても不作の影響が少ない、かんしょ、飼料作物等の生産が主体となっており、安定的な用水の供給が必要である露地栽培及びハウス栽培への転換ができず、品質が良く収益性が高い農作物の生産が困難であることから、農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化が著しく阻害されている。

本件事業の完成により、本件区域において計画的に利用できる安定した農業用水の供給が可能となることから、夏期の渇水時においても水不足が解消され、農業用水が必要となる育成時期に必要な水量を確保することができることとなり、品質が良く収益性が高い農作物の生産及び水を活用した農作物の導入が促進され、農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化が図られ、本件区域における農業の発展に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成11年から任意で実施した調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。なお、同調査によると、環境省レッドデータブックに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているナンゴクカモメヅル、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているマルバテイショウソウ等が確認されたが、起業者は、ナンゴクカモメヅルについては埋土種子表土による復元を行い、マルバテイショウソウ等の移植が可能な植物については移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、起業者は、鹿児島県教育委員会等との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区域における農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化を目的として、かんがい用のダム施設等を施行するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、土地改良事業計画設計基準（平成15年農林水産省農村振興局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、水源、ダムサイト及びダム軸についてそれぞれ検討が行われており、水源においては、本件事業の規模、本件区域における地層等の影響から河川水をダムにより堰止めて貯留する方法が合理的であると認められ、ダムサイトにおいては、畑地までの距離、地形、地質等の条件から一級河川肝属川水系の荒瀬川及び肝属川の合流点より約2km上流地点が合理的であると認められる。さらに、ダム軸においては、申請案（中央軸案）のほか、中央軸案より約250m下流とする下流軸案及び中央軸案より約250m上流とする上流軸案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、堤体積が下流軸案に比べ大きくなるものの、風化帯が薄くダム堤体の基礎地盤が安定していること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区域は、夏期の渇水時において慢性的な水不足に陥っていることから、既にかんがい施設が整備されている隣接の笠野原区域に比べ著しく改善が遅れている農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化を図るため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件区域の地方自治体の長等からなる肝属中部地区畑地かんがい事業推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、

それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県肝属郡肝付町役場